

2010年9月16日

北海道大学 学長
佐伯 浩 様

室蘭工業大学職員組合 執行委員会



北大のたび重なる不当労働行為に抗議します

北大教職員組合の説明によると、2009年の人事院勧告に準拠する賃金不利益変更に当たり、貴職は、北大教職員組合に対して団体交渉を途中退席するなど、十分な話し合いを行わないまま強行されたとのことです。さらに、契約職員の期末・勤勉手当切り下げは、教職員組合への公式な通知・説明が全くないままに実施されたと聞いています。当組合としては、これらは不当労働行為に当たるもので、同じ国立大学法人の職員組合として看過できない重大な問題と考えます。

国立大学法人の労働者は国家公務員ではありません。そのため、労働条件は法定主義ではなく、労使が話し合って決めなければなりません。貴学では、すでに2004年と2005年にも、北大教職員組合との合意のないままに賃金の不利益変更を強行し、同組合が北海道労働委員会に不当労働行為救済申立てを行い、組合側の主張に近い内容で和解した経緯がある事は道内の大学関係組合の間では周知の事でもあります。今回、再びこのような不当労働行為が繰り返されていることから、貴職をはじめとする北大の役員が、労働基準法の原則を理解されていないのではないかと危惧します。不当労働行為を繰り返すことに対して、大学として社会的説明責任を果たせるものではないと考えます。

貴職におかれでは労働基準法の精神にのっとり、教職員組合および過半数代表者との話し合いを重視する態度に転換されるよう強く求めます。